

農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農林水産業振興施策の充実について

- (1) 豊富な田園資源を活かした儲かる農業を実現するため、農地中間管理事業における利用権設定に係る手続きの抜本的な簡素化等を図り、農業農村整備事業関係予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、米と米加工品の輸出拡大に向けた環境整備を図ること。

また、米の小売価格の安定化と中長期的視点に立った合理的な価格形成に向け、消費者や生産者の理解醸成を図るために必要な対策を講じること。

- (2) 中山間地域等直接支払交付金をはじめとした各交付金について、集落機能の維持、強化に向けた取組みの充実と事務の簡素化による負担軽減を図ること。
- (3) 令和9年度からの水田政策の根本的な見直しに当たっては、農業者が意欲をもって非主食用米の生産に取り組むことができる制度を構築するとともに、生産性及び所得向上に資する制度となるよう、生産量に応じた数量払いとすること。
また、収入保険制度等のセーフティネットについて、米単作経営においてもコスト上昇や等級低下等に幅広く対応できる制度となるよう見直しを行うこと。
- (4) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合や農業用排水施設の長寿命化のための補修・更新をする場合等、地域の実情に応じて農振除外に係る要件を弾力的に適用するとともに、農業振興地域の変更の権限を市町村に移譲すること。
- (5) 果樹産地としての持続性を確保するため、直轄河川区域での農産物栽培に必要な占用許可の権利を新規参入者や第三者への移譲を認めるよう、運用の見直し等を行うこと。
- (6) イノシシ等による農林業施設の被害は広範囲で、大規模復旧が必要な個所もあり、個別の市町村での対応は困難な状況にあることから、獣害により被災した農林業施設の復旧を国庫補助による災害復旧事業の対象に追加すること。

2 エネルギー政策の推進及び電源地域の振興について

- (1) 地域脱炭素の取組が途切れることなく、一層拡大・深化し、地域経済の好循環へと更につながるよう、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の後継となる支援制度を早急に創設すること。
- (2) 原子力災害対策重点区域内の全ての自治体をいわゆる電源三法交付金の交付対象地域とし、現在、同一部区域にのみ交付されている現状を是正すること。

3 地域経済の活性化について

- (1) 地域内外から稼ぐ力を高めるため、商店街環境整備に係る支援を講じるとともに、地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- (2) 原油価格・物価高騰の先行きが見通せず、予断を許さない状況が続くものと見込まれることから、引き続き、国において、適時適切な物価高対策を講じること。
また、中小企業が賃上げや適正な価格転嫁を行えるよう、必要な対策を講じるとともに、米国による相互関税の不確実な動向を注視しつつ、影響を受ける中小企業への支援策を講じること。
- (3) 特定技能制度について、特定の業種においては依然として人手不足が深刻な状況にあることから、業界団体からの要望に応じて特定技能の分野等を追加するよう同制度の拡充を図るとともに、生産年齢人口の減少が顕著な過疎地域においては特に配慮すること。
- (4) 豪雪地で事業を営む又は進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援や税制優遇策を講じるとともに、自治体を実施する除雪・消雪への支援制度に対し、財政措置を講じること。
- (5) 首都圏からの移住・二地域居住を促進するため、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域における空き物件などの利活用に関して、適切な防災対策等を前提とした上で、特定居住促進区域の設定を認めるよう、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。